

中津市建設工事等入札参加資格者の指名停止措置について

1. 指名停止措置業者名

(株)水機テクノス

指名停止措置業者の住所

東京都世田谷区桜丘5-48-16

2. 指名停止措置期間

令和5年4月19日から令和5年6月18日まで(2か月間)

3. 指名停止措置要件

中津市契約規則施行細則第10条別表第2措置要件9に該当

4. 指名停止措置理由

国土交通省関東地方整備局から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。

【お問い合わせ先】

中津市 総務部 契約検査課 契約係

TEL 0979 (62) 9875 (内線 701・702)

中津市建設工事等入札参加資格者の指名停止措置について

1. 指名停止措置業者名
水道機工(株)

指名停止措置業者の住所
東京都世田谷区桜丘5-48-16
2. 指名停止措置期間
令和5年4月19日から令和5年6月18日まで(2か月間)
3. 指名停止措置要件
中津市契約規則施行細則第10条別表第2措置要件9に該当
4. 指名停止措置理由
国土交通省関東地方整備局から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。

【お問い合わせ先】

中津市 総務部 契約検査課 契約係
TEL 0979 (62) 9875 (内線 701・702)

中津市建設工事等入札参加資格者の指名停止措置について

1. 指名停止措置業者名

(株)大分電設

指名停止措置業者の住所

大分市向原沖 1 - 1 - 3 0

2. 指名停止措置期間

令和 5 年 4 月 1 9 日から令和 5 年 5 月 1 8 日まで (1 か月間)

3. 指名停止措置要件

中津市契約規則施行細則第10条別表第2措置要件9に該当

4. 指名停止措置理由

(株)九電工から請け負った電柱撤去工事において、現場責任者が、法定の除外事由がないのに、同社の労働者に指示をして、車両系建設機械であるドラグ・ショベルをその主たる用途である掘削用以外の用途に使用させ、危険を防止するために必要な措置を講じなかったとして、大分簡易裁判所から労働安全衛生法違反として罰金の判決を受け、その刑が確定した。このことは、建設業法第 2 8 条第 1 項第 3 号に該当し、令和 5 年 2 月 8 日、大分県知事から同法第 2 8 条第 1 項の規定に基づく指示処分を受けたため。

【お問い合わせ先】

中津市 総務部 契約検査課 契約係

TEL 0979 (62) 9875 (内線 701・702)